

支 払 基 金
平成 2 6 年 1 2 月 2 6 日

特定器材マスターの改定について

平成 2 6 年 1 2 月 2 6 日付け厚生労働省告示第 4 9 8 号により特定器材マスターを下記のとおり改定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するコードの適用年月日は、平成 2 7 年 1 月 1 日であることから、平成 2 6 年 1 2 月診療分の電子レセプトに使用することのないようご留意願います。

記

1 特定器材コードの新設

平成 2 7 年 1 月 1 日適用

特定器材 コ ー ド	特定器材名	金額 種別	金額
710010855	ペースメーカー(トリプルチャンバ3型・自動調整機能付き)	1	1,690,000

2 特定器材名称の変更

平成 2 7 年 1 月 1 日適用

特定器材 コ ー ド	特定器材名	
	変更後	変更前
710010637	ペースメーカー(トリプルチャンバ3型・標準型)	ペースメーカー(トリプルチャンバ(3型))